



うんてんめんきょ
1 運転免許

こくさいうんてんめんきょしょう
1-2 国際運転免許証と ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許
しょう
証

こくさいうんてんめんきょしょう
(1) 国際運転免許証

じゅうやく くに うんてん うんてんめんきょしょう
ジュネーブ条約で きめた 国で 運転できる 運転免許証です。

● 1か2の 短い方の 間だけ 国際運転免許証で 運転できます

にほん き ひ ねんかん
1. 日本に 来た 日から 1年間

じゅうみんひょう ひと しやくしょ じゅうしょ ひと にほん で にほん
※住民票が ある人<市役所に 住所を しらせた人>が 日本から 出て 日本に もどってきたとき

にほん もどってきた ひ が 3 げつ はや にほん き ひ ねんかん
A. 日本に もどってきた 日が 3か月より 早い … はじめに 日本に 来た 日から 1年間

にほん もどってきた ひ が 3 げつ にほん ひ ねんかん
B. 日本に もどってきた 日が 3か月より おそい … 日本に もどってきた 日から 1年間

こくさいうんてんめんきょしょう ゆうこうきかん つか あいだ
2. 国際運転免許証の 有効期間<使うことが できる 間 >

● ジュネーブ条約で きめた 国(2017年12月)

アジア	にほん 日本	アフリカ	マリ	ヨーロッパ	アイスランド
	フィリピン		ニジェール		ブルガリア
	インド		ルワンダ		マルタ
	タイ		セネガル		アルバニア
	バングラデシュ		シエラ・レオネ		ルクセンブルグ
	マレーシア		トーゴ		モナコ
	シンガポール		チュニジア		サンマリノ



	スリランカ		ウガンダ		キルギス
	カンボジア		ジンバブエ		グルジア
	ラオス		ナミビア		チェコ
	<small>かんこく</small> 韓国		ブルキナファソ		スロバキア
中近東 <small>ちゅうきんとう</small>	トルコ		ナイジェリア		スロバニア
	イスラエル		イギリス		アメリカ
	シリア		ギリシャ		カナダ
	キプロス		ノルウェー		ペルー
	ヨルダン		デンマーク		キューバ
	レバノン		スウェーデン		エクアドル
	<small>しゅちょうこくれんぽう</small> アラブ首長国連邦		オランダ		アルゼンチン
アフリカ <small>あふりか</small>	<small>みなみ</small> 南 アフリカ	ヨーロッパ	フランス	北中南米 <small>ほくちゅうなんべい</small>	チリ
	<small>ちゅうおう</small> 中央アフリカ		イタリア		パラグアイ
	エジプト		ロシア		バルバドス
	ガーナ		セルビア		<small>きょうわこく</small> ドミニカ共和国
	アルジェリア		モンテネグロ		グアテマラ
	モロッコ		スペイン		ハイチ
	ボツワナ		フィンランド		トリニダード・トバコ
	<small>みんしゅきょうわこく</small> コンゴ民主共和国		ポルトガル		ベネズエラ
	コンゴ		オーストリア		ジャマイカ
	ベナン		ベルギー		ニュージーランド
	コートジボワール		ポーランド		フィジー
	レソト		アイルランド		オーストラリア
	マダガスカル		ハンガリー		パプアニューギニア
	マラウイ		ルーマニア		<small>ほんこん</small> 香港
			バチカン		マカオ



けいしちよう
警視庁ホームページから <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.html>

(2) 古い 国際運転免許証を 新しい 国際運転免許証に 変える

がいこく こくさいうんてんめんきょしょう にほん あたら こくさいうんてんめんきょしょう か ねんいじよう
外国の 国際運転免許証を 日本で 新しい 国際運転免許証に 変えることは できません。1年以上
にほん す ひと にほん うんてんめんきょしょう と
日本に 住む人は 日本の運転免許証を 取って ください。

(3) ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証

ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証を もっている人は 日本で 運転できま
す。

1か2か3 で 運転免許証を 日本語に 翻訳した 紙を もっていかなければなりません。

1. 運転免許証を もらったところ
2. 日本にある あなたの 国の 領事館、大使館
3. 日本自動車連盟 ([交通2-4](#)) を みて ください)

1か2の 短い方の 間だけ 日本で 運転できます。

1. 日本に 来た 日から 1年間

※住民票がある人が 日本から 出て もどってきたとき

- A. 日本に もどってきた 日が 3か月より 早い…はじめに 日本に 来た 日から 1年間
- B. 日本に もどってきた 日が 3か月より おそい…日本に もどってきた 日から 1年間

2. 運転免許証の 有効期間<使うことが できる 間>

運転するときに 運転免許証と パスポートと 運転免許証を 日本語に 翻訳した 紙を
もっていかなければなりません。